

保育所等入園のご案内 (令和7年度途中入園編)

令和7年度に入園する場合のクラス年齢は以下のとおりです

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日以降
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日



甲斐市役所
子育て支援課 保育係
竜王庁舎本館1階2番窓口
〒400-0192
甲斐市篠原2610
電話055-278-1692

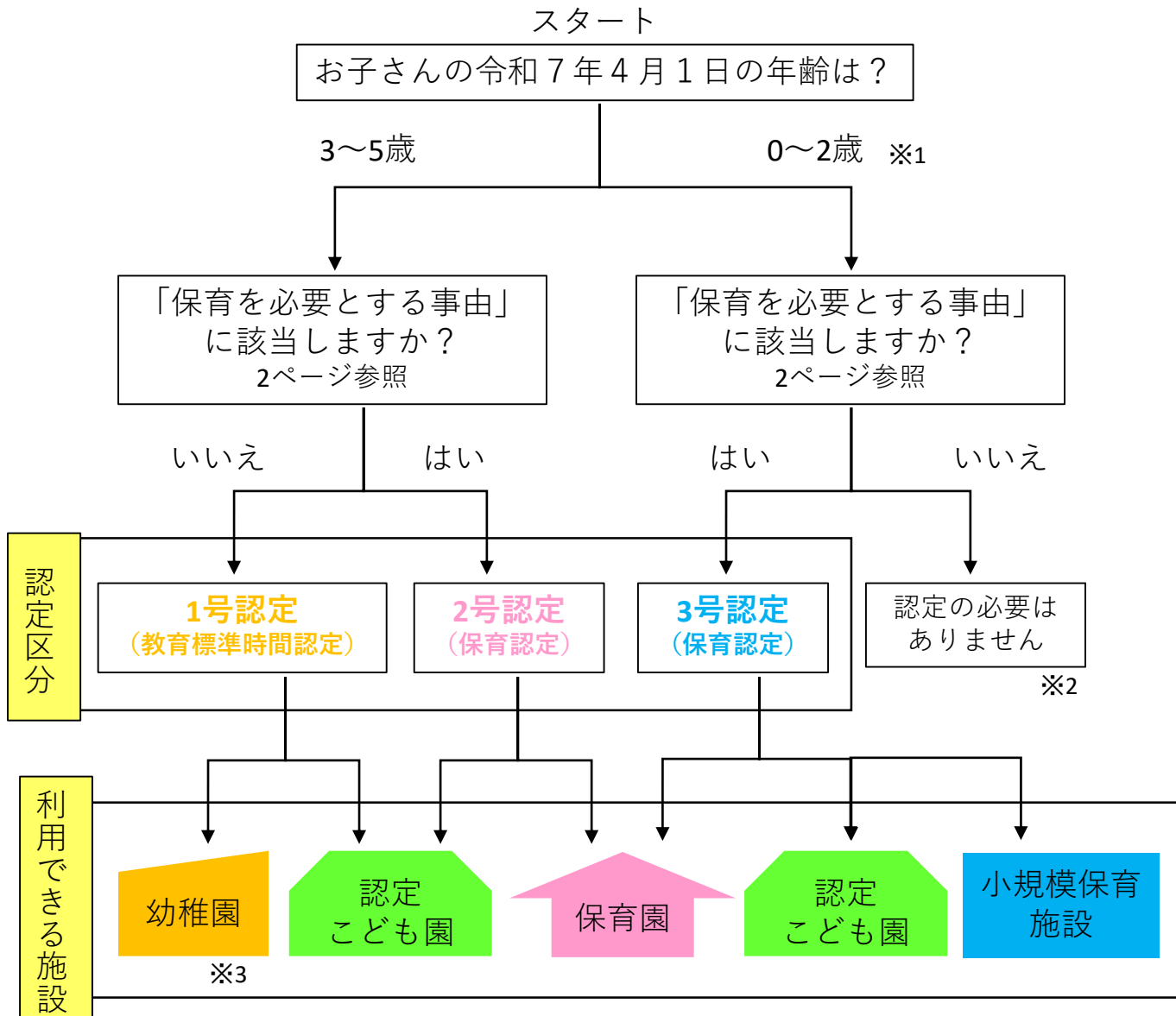


～ 目 次 ～

○あなたの認定区分、利用できる施設は？	1
○保育を必要とする事由	2
○利用できる施設	3
○利用手続きの基本的な流れ	4
○申請書（提出書類）	6
○保育を必要とする事由を証明する書類	7
○保育の必要量（保育を受けられる時間）	8
○育児休業復帰者・就職者の方の「慣らし保育 期間を含めた弾力的認定」が可能です	9
○利用調整（選考）	10
○甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）	11
○調整基準（加算・減算）	12
○指数同点の場合の優先順位	13
○新2・3号の申込（1号対象）	14
○保育料、副食費について	15
○保育料基準額表（3号認定）	17
○その他のサービス	18
○認可外保育施設	19
○甲斐市内の保育所等一覧（R6.2月現在）	20
○甲斐市内保育所等位置図	22



あなたの認定区分、利用できる施設は？



※1 甲斐市では6ヶ月の誕生日の翌月から入園が可能です。

※2 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。17ページ参照

※3 新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？

⇒共働きでも幼稚園での教育を希望する場合は、1号認定を受けることになります。



保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合（2号・3号認定）に当たっては、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月48時間以上。フルタイムのほか、パート、内職等も可） ※1
- 妊娠、出産（産前3か月、産後8週間）
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（3か月間）
- 就学（職業訓練含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ※2
- その他、市が認める場合

※1 現在育児休業取得中で職場復帰される方、新たに就職される方は就労に該当します。9ページ参照

※2 育児休業を事由として新規のお申し込みはできません。



利用できる施設

幼稚園
3～5歳



小学校以降の教育の基礎を作る
ための幼児期の教育を行う学校

認定区分：1号認定
利用時間：4～5時間

認定
こども園
0～5歳



幼稚園と保育所の機能や特徴を
併せ持つ施設

認定区分：1号認定、2号認定（3～5歳）
3号認定（0～2歳）
利用時間：4～5時間（1号認定）
8～11時間（2,3号認定）

保育園
0～5歳



就労などのため家庭で保育でき
ない保護者に代わって保育する
施設

認定区分：2号認定（3～5歳）
3号認定（0～2歳）
利用時間：8～11時間

小規模保育
施設



保育園より少人数の単位で、
0～2歳の子どもを保育する事業

認定区分：3号認定（0～2歳）
利用時間：8～11時間

小規模保育施設を卒園後はどうなる？

⇒卒園後の受け皿の役割を持つ連携施設が設定されているため、3歳以降も継続して保育を受けることができます。



利用手続きの基本的な流れ

1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)

1 施設に直接申し込みを行います。

2 施設から入園の内定を受けます。

3 施設を通じて市に認定を申請します。

4 市から支給認定証を交付します。

2号・3号認定

(保育園、認定こども園、
小規模保育施設)

1 市から申請書を受け取ります。

2 入所希望月の前月10日までに申請します。

3 保育の必要性に応じ、市が利用調整（選考）を行います。

4 利用調整後、市から内定通知や支給認定証を交付します。

5 施設の指示に従い、入園準備を進めてください。



受入枠の確認方法は？

⇒入所希望月の受入枠は前々月の20日を目安に、甲斐市ウェブサイトにて掲載いたします。

例) 6月入所を希望する場合、受入枠は4月20日頃に掲載予定

申請はどこにすればいいの？

⇒申請書の配布は甲斐市役所子育て支援課、敷島・双葉支所市民地域課で行っておりますが、提出は子育て支援課（竜王庁舎1階②窓口）にお願いします。

利用調整（選考）ってなに？

⇒市が定める基準に基づき、保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行うこと。10ページ参照

現在甲斐市外に住んでいても申込できる？

⇒甲斐市への転入予定の有無にかかわらず、現在お住まいの市町村に申請していただき、入所希望月の前月10日までに、甲斐市へ申請書が届くようにお手続きをお願いします。

甲斐市外の保育所等に入りたい場合は？

⇒甲斐市民が甲斐市外の保育所等を利用したい場合でも、申請は甲斐市に行います。入所希望月の前月5日までに、子育て支援課（竜王庁舎1階②窓口）に申請書を提出してください。

なお、受入枠や入所決定方法は市町村ごとに異なりますので、希望する施設が所在する市町村へ事前に確認をお願いします。





申請書（提出書類）

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
黄緑色の用紙、児童1人につき1枚提出。
- ②保育の事由を証明する書類
事由ごとに提出書類が異なります。7ページ参照
- ③保育料・食材料費納付誓約書
保証人は同居、別居は問いません。納付指導ができる成人の方をお願いします。
- ④申出書
保育料や食材料費の支払いが未納となった場合に、児童手当から充当することを申し出ていただきます。

該当の場合



- ひとり親であることを証明する書類
戸籍謄本、離婚受理証明書、ひとり親家庭医療費受給者証（写）、児童扶養手当受給者書（写）、裁判調停を証明する書類、在監証明 等
- マイナンバー記入用紙、本人確認書類
父母（内縁関係含む）で、甲斐市に住民登録がない方がいる場合。
- きょうだいの在園証明書
新制度に移行していない幼稚園や障害児通所施設等にきょうだい通っている場合。
- その他必要書類
認可外保育施設の通園を確認できる書類、市外園に申込むにあたり所在する市町村から求められた書類 等。

申請書作成時の注意点

提出いただいた申請書は機械で読取りを行うため、丁寧に記入をお願いします。修正液や修正テープは①のみ使用可。



保育を必要とする事由を証明する書類

保育の事由を客観的に確認するため、以下の事由により必要書類をご提出ください。（両親それぞれの証明が必要です）

保育を必要とする事由			提出書類等
就労	外勤		就労証明書 ※1 （現在育児休業取得中の場合、職場復帰日が申請可能な日となっていること。9ページ参照）
	農業 ※実家等の農業の手伝いは対象外		①就労証明書 ②位置図 ③農場の写真 ④耕作証明書（農業委員の証明）
	自営業	自営業中心者	①就労証明書 ②営業許可証または確定申告書の写し
		自営業協力者	①就労証明書 ②確定申告書の写し（専従者控除額が分かる部分） または青色事業専従者給与に関する届出書
		新規開業の場合	①就労証明書 ②開業届出書 ③開業にかかる経費の支出明細 ④事業広告
妊娠・出産			母子手帳の写し（表紙と出産日が分かる部分、産前3か月・産後8週間に該当する場合に限る）
保護者の疾病			①医師の診断書 ②申立書 ※2
保護者の障害			障害者手帳の写し（身体：1～4級、精神：1～3級） ※同等の場合は医師の診断書と申立書
介護・看護			①医師の診断書または介護認定証等 ②申立書 ※2
求職活動			ハローワークの受付票の写し
就学			在校証明書、職業訓練を証明できるもの（カリキュラム等）
その他			①申立書 ②市が求める書類

※1 就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※2 申立書には自宅で保育できない具体的状況をご記入ください。



保育の必要量（保育を受けられる時間）

保育所などで保育を希望する場合（2号・3号認定）に当たっては、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定⇒最長11時間
- 「保育短時間」認定⇒最長8時間

※開所時間や登降園の時間は施設ごとに違います。

保育必要量の事例

標準時間認定の事例

- ① 両親ともに月120時間以上の就労（通勤時間含む）
- ② 父が月120時間以上の就労（通勤時間含む）、母が妊娠・出産
- ③ 父母いずれかは月120時間以上の就労、いずれかは疾病・障害
- ④ 児童虐待やDV、災害復旧

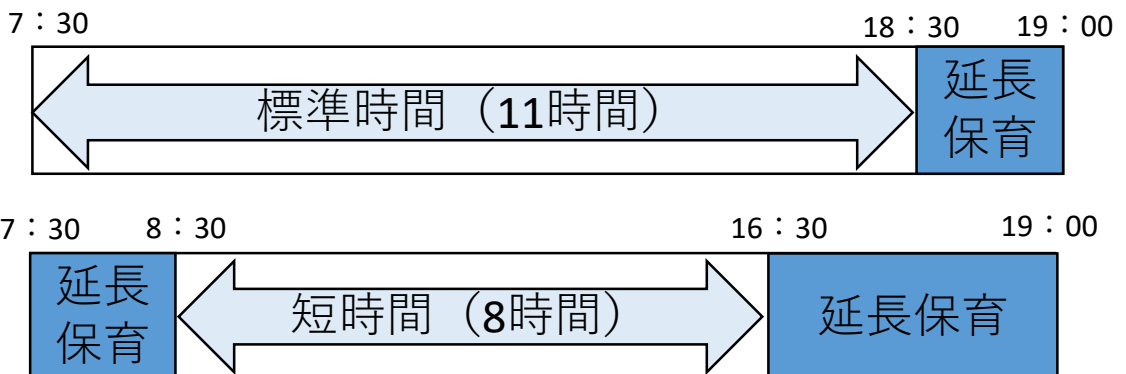
短時間認定の事例

- ⑤ 父母いずれかが月120時間未満の就労（通勤時間含む）
- ⑥ 父が月120時間未満の就労（通勤時間含む）、母が妊娠・出産
- ⑦ 父母いずれかは月120時間未満の就労、いずれかは疾病・障害
- ⑦ 求職活動、就学、育児休業取得中の継続利用、介護・看護

両親ともに月120時間以上の就労だけど短時間は選択できる？

⇒利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の状況に応じて必要な範囲となります。よって、120時間以上の就労であっても短時間認定を選択することも可能です。

イメージ



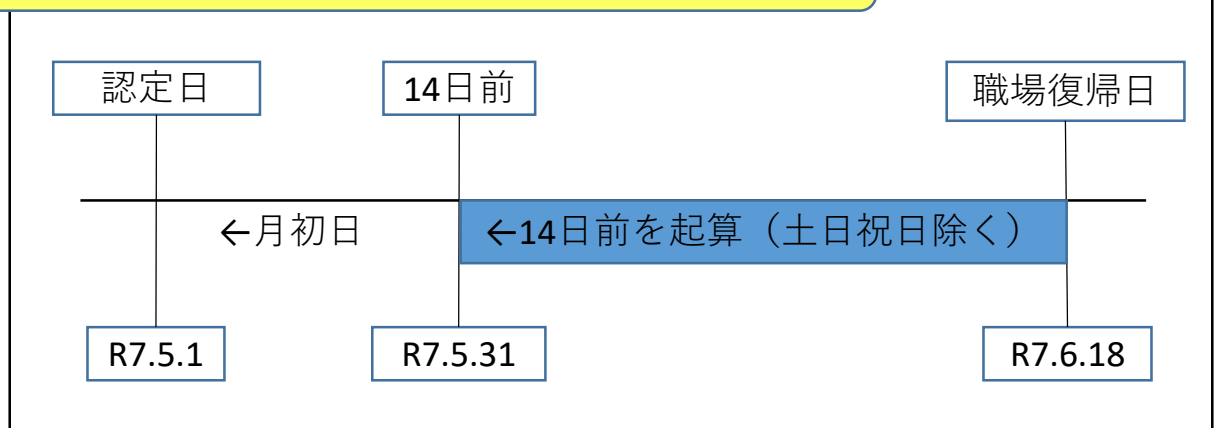


育児休業復帰者・就職者の方の 「慣らし保育期間を含めた弾力的認定」が可能です

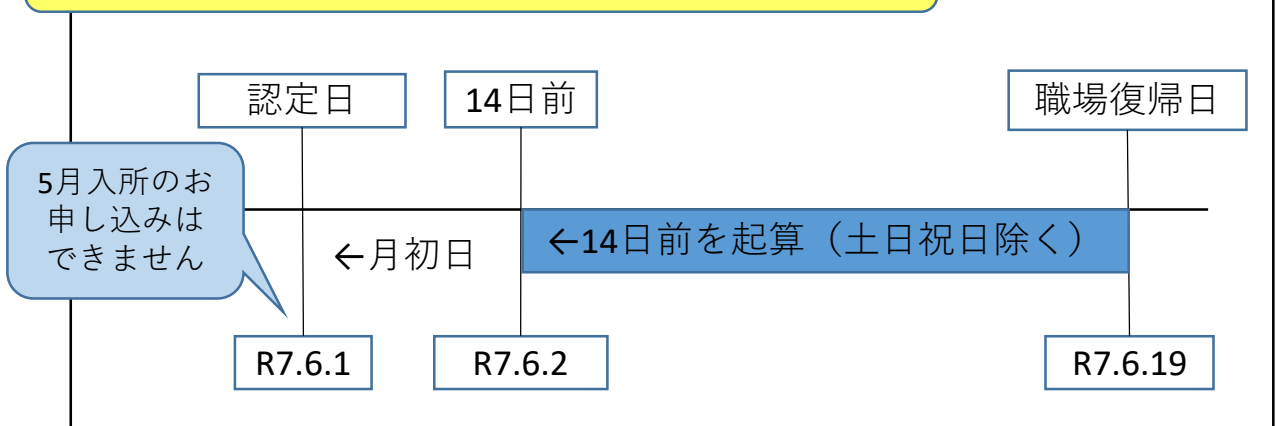
職場復帰・就職等により子どもを預ける保護者の不安を解消し、質の高い保育サービスを確保するため、「慣らし保育期間を含めた認定」を弾力的に取り扱うことが可能となっています。

対象者	育児休業からの復帰者、新たに就職する方
認定日	育児休業からの復帰日（就労開始日）から起算して 14日前 （土日祝日を除く）が属する月の初日
保育の事由	慣らし保育期間（職場復帰日前または就労開始前）も就労と扱う
必要量	就労証明書の月労働時間により決定
保育料	慣らし保育期間を含めた認定月から発生

職場復帰日（就労開始）が令和7年6月18日の場合



職場復帰日（就労開始）が令和7年6月19日の場合





利用調整（選考）

「甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）」に基づき、保護者の該当する事由の指数を合算・調整し、指数の高い方から優先的に希望施設の選考を行います。 ※甲斐市民選考後、甲斐市外の方の選考を行います。

選考方法の例

「☆保育園」「◎保育園」「◆保育園」の1歳児クラスの受入枠はそれぞれ1つずつ。

1歳児クラスを希望するAさん（指数29点）、Bさん（指数29点）、Cさん（指数24点）の希望施設は以下のとおり。

Aさん：第一希望☆保育園、第二希望◎保育園

Bさん：第一希望☆保育園、第二希望◆保育園

Cさん：第一希望◆保育園、第二希望◎保育園

指数同点のAさんとBさんは「指数同点の場合の優先順位」より、Aさんが優先されたとした場合の選考結果は次のとおり。

Aさん：☆保育園に決定

Bさん：◆保育園に決定

Cさん：◎保育園に決定

指数と優先度が高いAさんは第一希望の☆保育園に決定。指数同点で優先度が低いBさんは、☆保育園の受入枠が埋まっているため、第二希望の◆保育園に決定。指数の低いCさんは◆保育園の受入枠が埋まっているため、第二希望の◎保育園に決定となる。

希望したすべての園の選考に漏れた場合は？

⇒希望したすべての園の選考に漏れた場合には「保育所等入所保留通知書」を送付します。また、翌月の選考の案内も同封いたしますので、希望される場合は案内に沿って手続きをお願いします。

諸事情により入園を辞退したい場合には？

⇒決定した園への入園を辞退される場合（決定前に入所申請を取り下げたい場合を含む）は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。なお、辞退の取下げは受付けませんのでご注意ください。また、転園希望者の内定（転園）辞退は認められません。



甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）

保育の事由	保護者の状況	指数
就労 (月 4 8 時間以上から)	月実働155時間以上	12
	月実働140時間～155時間未満	11
	月実働130時間～140時間未満	10
	月実働120時間～130時間未満	9
	月実働110時間～120時間未満	8
	月実働100時間～110時間未満	7
	月実働80時間～100時間未満	6
	月実働48時間～80時間未満	5
妊娠、出産	産前3カ月、産後8週間	8
保護者の疾病、障害	おおむね1ヶ月以上の入院または自宅での常時臥床	10
	おおむね1ヶ月以上の長期加療（安静）が必要	8
	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等が必要	3
	障害者手帳（1・2級）を有する又は同等のもので、 保育が常時困難な場合	10
	障害者手帳（3・身体4級）を有する又は同等のもので、 保育が困難な場合	7
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 ※介護施設入居者は対象外	入院・通院や食事・排泄・入浴等、常時介護・看護が必要 ※要介護3以上または同等の状態にあるもの	9
	入院・通院や食事・排泄・入浴等、定期的な介護・看護が必要 ※要支援～要介護2または同等の状態にあるもの	5
就学	大学、職業訓練等の学校に通っている (自宅での通信教育は除く)	3
求職	まだ就労先等が確定していない	1
その他	虐待やDVのおそれがあること、災害復旧、 その他明らかに自宅での保育が困難なもの	—



調整基準（加算・減算）

調整基準		世帯の状況	指数
加算調整	ひとり親家庭 【要添付書類1】	父または母が死亡・離別している世帯 （行方不明、収監等を含む）	20
	生活保護家庭	生活保護法による被保護世帯	15
	きょうだい入所	現に在園するきょうだいがいる園に入園・転園する場合 ※卒園・退園予定者を除く	28
		きょうだいと同時に新規入園する場合（同時転園は除く）	15
		別々の園にいるきょうだいが、違う園に同時転園する場合	12
	育児休業明け、 認可外保育施設	現在育児休業取得中で職場復帰する場合（9ページ参照）。 または、認可施設に入園できず、認可外保育施設や会社託児所【要添付書類2】、親族に預けている世帯。	5
	転入に伴う転園	入所希望月までに甲斐市に転入する（した）世帯で、 市外園から市内園に転園する場合	5
		入所希望月までに甲斐市に転入する（した）世帯で、 市外園から市内園にきょうだい同時に転園する場合	12
減算調整	自営業協力者	確定申告書（写）または青色事業専従者給与届出書が 提出できない場合	△5
	無職で疾病等がない同居者 （住民票上別世帯も含む）	20歳～69歳までの同居親族（無職で障害、疾病がない） がいる世帯	△2
	保育料未納者	保育料の未納がある世帯（卒園児を含む） ただし、失業・罹災等やむを得ない場合や、分納制約を取り 交わして返済が進んでいる場合を除く。	△15

【要添付書類】

- 1 ひとり親であることを証明する書類（6ページ参照）
- 2 認可外保育施設や託児所の契約書および領収書の写し等

指数の調整例

例① 両親が155時間以上の就労。母は育休から復帰予定。きょうだいが
在園している園に入園希望

⇒（父）12+（母）12+（きょうだい入所）28+（育児休業明け）5=57点

例② 両親が155時間以上の就労。きょうだいが在園している園に入園希
望だが、保育料に未納あり

⇒（父）12+（母）12+（保育料未納者）△15=9点

※きょうだい（卒園児含む）の保育料に未納がある場合は、加算はせず、
減算調整だけ行います。



指数同点の場合の優先順位

保育園等利用調整基準による指数合計が同点の場合、次の優先順位により選定します。

優先順位	内容	備考
1	緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯	
2	ひとり親世帯	
3	単身赴任者がいる世帯（同居の祖父母等がいる場合を除く）	
4	小学生以下の子どもの数が多い世帯	
5	世帯に障がい者手帳等を持っている者、介護認定を受けている者がいる世帯	
6	小学校区内にある施設を希望している世帯	
7	世帯の生計中心者の1年以内の失業・倒産により生計費を得るための就労を要する世帯	※1
8	就労世帯	
9	入園申込児童が2名以上いる世帯	
10	認可外保育園、託児所に入園している世帯	※2
11	育児休業の延長を行っている世帯	
12	過去一年以内に申込みを行い、保育所保留（不承諾）になった世帯	
13	夜勤がある世帯	
14	申請状況 新規入園申請 > 市外から市内転園 > 市内から市内転園	
15	就労形態 外勤常勤 > 外勤非常勤 > 派遣社員 > 在宅勤務 > 居宅外自営 > 居宅内自営	
16	就労予定形態 就労内定者 > 開業予定者 > 耕作予定者	
17	保育料の未納のない世帯（金額の比較を含む）	
18	世帯の所得税額、住民税額の少ない順	

※1 離職証明書または離職票、失業給付金の受給者証の写しが必要

※2 子どもを預けている施設が発行する契約書及び領収書の写しが必要



新2号・3号の申込（1号対象）

1. 新2号、新3号に該当する児童

新制度幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に1号認定で通っている児童で、両親の2人ともが次のいずれかの保育の必要性（事由）がある場合は、預かり保育の利用料の一部が無償化となるため、申請書を提出してください。

- ①就労（48時間以上）
※就労証明書により、時間（月）を確認します
- ②妊娠・出産
（産前3か月、産後は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
- ③保護者の疾病・障害
- ④介護・看護（原則同居の親族に限る）
- ⑤求職（原則3か月）
- ⑥就学・職業訓練
- ⑦児童虐待・DV等
- ⑧災害復旧
- ⑨その他、市が認める場合

※両親の1人だけがいずれかに該当する場合、または、預かり保育を利用しない場合は手続きは必要ありません。その場合、預かり保育を利用した場合は、有料になります。

※教育・保育給付認定2号、3号の保育の事由で、「育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいる場合の継続利用」とありますが、これは、育児休業が保育の事由にならないところ、退園となるのではなく、継続利用できるようにするための事由となります。育児休業中には2号、3号で新規入園ができないことも踏まえ、育児休業中は新2号、新3号の認定は受けられません。

2. 預かり保育利用料の無償化の範囲

預かり保育の利用料に係る無償化対象額は、月ごとに以下のとおり積算することとなります。新2号認定を受けた児童の場合、「11,300円（上限）」と「利用日数×450円」のいずれか低い方が無償化対象額になります。

●例えば、ある園の預かり保育料が月額10,000円（利用実績額）で、利用日数は18日間であった場合

10,000円 と $18日 \times 450円 = 8,100円$ を比較し、**8,100円が無償化対象額**

●例えば、ある園の預かり保育料が100円/時間で、1日4時間・20日間利用した場合

$100円 \times 4時間 \times 20日 = 8,000円$ と $20日 \times 450円 = 9,000円$ を比較し、**8,000円が無償化対象額**

※新3号の場合は、「16,300円（上限）」と「利用日数×450円」のいずれか低い方になります。
※通っている幼稚園や認定こども園が「預かり保育がない」、「開園時間が平日8時間未満」、「開所日数が200日未満」のいずれかに該当する場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用料等も含めて、月額11,300円（新2号）、16,300円（新3号）まで無償化対象となります。



保育料、副食費について

0～2歳児クラスは、認定区分や保護者の所得に応じて保育料が決まります。3～5歳児クラスの副食費（給食のおかず代等）については、保護者の所得に応じて免除になる場合があります。

保育料はいくらになるの？

⇒保育料は保護者の「市民税所得割課税額（※1）」の合算額を基に算定されます。（具体的な基準額は17ページ参照）

※1 算定には住宅借入金等特別控除などの税額控除は考慮されません。

保育料は一度決定されると卒園まで一緒？

⇒保育料は毎年9月が切り替え時期となります。

令和7年4月～令和7年8月：令和6年度の市民税所得割課税額で算定

令和7年9月～令和8年3月：令和7年度の市民税所得割課税額で算出

また、認定区分の変更や市民税の修正申告を行った場合にも、変更となる場合があります。市民税の修正申告を行った場合には必ずご連絡ください。

保育料、副食費の支払先は？

⇒保育料、副食費の支払先は施設区分により異なります。

市内園の場合	公立園	私立保育所	認定こども園	小規模保育施設等	幼稚園
保育料（0～2歳児）	甲斐市	甲斐市	園	園	—
副食費（3～5歳児）	甲斐市	園	園	—	園

市外園の場合	公立園	私立保育所	認定こども園	小規模保育施設等	幼稚園
保育料（0～2歳児）	園所在市町村	甲斐市	園	園	—
副食費（3～5歳児）	園所在市町村	園	園	—	園

支払いは口座振替をご利用ください。（納付書での支払いも可）
毎月末が支払日となります。（月末が休日の場合は翌平日）

保育料に軽減措置はあるの？

⇒甲斐市では、多子世帯を支援するため、生計同一世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とさせていただきます。（第1子の年齢上限はありません。）

なお、第1子の保育料について、実家への帰省や、けが等によりお休みをするような場合についての減免措置はありません。

「合算額を基に算定」の合算って？

⇒父母がいる場合、二人の課税額を合わせて算定を行います。同居人（内縁関係等）がいる場合や、離婚をしても一緒に住んでいる場合は合算対象です。

また、市民税非課税世帯であり、祖父母等と同居している場合も、同居祖父母等の収入の多い方の課税額を合算します。（ひとり親家庭や世帯分離も含む）

副食費の免除の基準は？

⇒1号認定児：市民税所得割課税額が77,101円未満か第3子以降

2号認定児：市民税所得割課税額が57,700円未満か第3子以降
（第3子の考え方）

1号認定児：小学3年生までの子どもで最年長の子どもから3人目以降

2号認定児：就学前の子どもで最年長の子どもから3人目以降

副食費免除に該当しない場合、軽減措置はあるの？

⇒甲斐市では、多子世帯を支援するため、令和7年4月から、月額4,500円を上限基準額として、生計同一世帯の第2子の子どもの副食費を半額を市が負担、第3子以降の子どもの副食費を市が負担させていただきます。（第1子の年齢上限はありません。）

なお、第1子の副食費について、実家への帰省や、けが等によりお休みをするような場合についての減免措置はありません。

かかるのは保育料や副食費だけ？

⇒保育料や副食費以外にも、延長保育料や主食費、通園バス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図るうえで必要となる追加の負担額が生じる場合があります。詳細については各施設にご確認ください。





保育料基準額表（3号認定）

階層区分	定義	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円
第3a階層	均等割りのみ	8,000円	7,800円
第3b階層	35,000円未満	11,000円	10,800円
第3c階層	35,000円～48,600円未満	13,500円	13,200円
第4a階層	48,600円～63,000円未満	15,000円	14,700円
第4b階層	63,000円～86,000円未満	16,500円	16,200円
第4c階層	86,000円～97,000円未満	18,000円	17,600円
第5a階層	97,000円～107,000円未満	21,000円	20,600円
第5b階層	107,000円～148,000円未満	24,500円	24,000円
第5c階層	148,000円～169,000円未満	28,000円	27,500円
第6a階層	169,000円～200,000円未満	31,000円	30,400円
第6b階層	200,000円～260,000円未満	33,500円	32,900円
第6c階層	260,000円～301,000円未満	36,500円	35,800円
第7階層	301,000円～397,000円未満	44,000円	43,200円
第8階層	397,000円以上	48,000円	47,100円

階層区分	定義	標準時間	短時間
第3a階層	ひとり親世帯、在宅障害者がいる世帯、その他世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯）に該当する場合	3,500円	3,400円
第3b階層		5,000円	4,900円
第3c階層		6,200円	6,100円
第4a階層		7,500円	7,300円
第4b階層の一部※		8,200円	8,100円

※市民税所得割課税額が77,101円未満

多子軽減の例

- 例① 2号認定4歳児、3号認定2歳児、3号認定0歳児がいる場合の保育料
⇒2歳児は半額、0歳児は無料
- 例② 小学校2年生、2号認定3歳児、3号認定1歳児がいる場合の保育料
⇒1歳児は半額
- 例③ 小学校2年生、3号認定1歳児がいる場合の保育料
⇒3歳児は全額
- ※所得による軽減の対象ではないものとしての例。
きょうだいで通園している施設が違ってても多子軽減は適用されます。



その他のサービス

ニーズに応じた様々な支援サービスがあります。事業詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

一時預かり

保護者の育児疲れ、急病や断続的勤務等により、家庭での保育が困難となった場合に、一時的に預かるサービスです。

実施施設：公立保育園

対象要件：甲斐市に住所がある集団保育が可能な児童で、保育所等を利用していないこと。

利用料金：3歳未満1,800円、3歳児1,200円、4歳児1,000円／日

申込方法：事前に甲斐市に空き状況の確認をしてください。
申請等は各施設において直接行います。

病児保育

風邪等の理由で、保育所等での集団生活が困難な児童を、一時的に預かるサービスです。

実施施設：病児・病後児保育室「よつば」（クローバー保育園）

対象要件：生後6カ月以上～小学校6年生

利用料金：1,000円（市民税非課税世帯は無料）

※利用料のほかに食事・おやつ代で500円かかります。

申込方法：事前に甲斐市へ登録が必要です。

登録後、利用は施設へ直接ご予約いただきます。

ファミリー・サポート・センター

子育て援助を「受けたい方」が「したい方」から援助活動を受ける会員制サービスです。

実施施設：甲斐市ファミリー・サポート・センター

電話 055-277-1762（火～土曜日、9時～18時）

対象要件：甲斐市在住で生後3カ月以上～小学校6年生

利用料金：平日（7時～19時）700円／時間

それ以外の時間帯 800円／時間

登録方法：ファミリー・サポート・センターにて利用説明等を受け、登録となります。





認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可保育所以外の子どもを預かる施設の総称です。

	にじいろ kids にしゃはた	保育施設 たけのこ	アソビス イッチ 長塚保育園	アソビス イッチ 篠原保育園	なかよし 保育園	かいkids 竜王駅前	託児所 遊	アロハイン ターナショ ナルスкуль
電話	055-287-7659	055-287-7257	055-270-0867	055-215-1128	055-279-5522	055-225-3715	055-269-9696	055-225-6767
住所	西八幡 1638-1	島上条537 -2	長塚132-3	篠原858-1	西八幡659 -3	竜王新町 452-1	西八幡 2113-1	島上条370
対象 児童	生後2か月 ～5歳	生後6か月 ～5歳	生後3か月 ～2歳	生後3か月 ～2歳	生後6か月 ～4歳	生後6か月 ～5歳	1～5歳	1～5歳
利用 定員	36名	20名	19名	12名	12名	12名	10名	20名
保育 時間	7:00～ 20:00	7:30～18:30	8:00～21:00	8:00～21:00	7:30～18:30	8:00～ 20:30	8:15～ 17:15	8:00～ 18:00

※認可外保育施設の保育料は施設で無償化手続きを行います。

※託児所遊（西八幡2 1 1 3 - 1）は従業員のみを対象とした認可外保育施設になります。



甲斐市内の保育所等一覧（R7.4月現在）

公立保育園	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
竜王北保育園	竜王新町640-1	055-276-2120	142	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
竜王東保育園	富竹新田973-1	055-276-4238	145			
竜王中央保育園	西八幡33	055-276-6021	135	短	8：30～16：30	7：30～ 8：00 17：00～19：00
敷島保育園	島上条1248-1	055-277-2049	138			
双葉西保育園	宇津谷4560	0551-28-2137	177			
竜王西保育園 （指定管理）	竜王1671	055-276-5741	149	標準	7：30～18：30	7：00～ 7：30 18：30～20：00
				短	8：30～16：30	7：00～ 8：00 17：00～20：00

私立保育園	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
竜王大生園	篠原3225	055-276-2751	40	標準	8：00～19：00	7：30～ 8：00
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：30 16：30～19：00
玉川保育園	玉川116	055-276-3866	60	標準	8：00～19：00	7：30～ 8：00
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：00 17：00～19：00
玉幡保育園	西八幡3702-1	055-276-3532	60	標準	7：30～18：30	—
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：30 16：30～18：30
万才保育園	万才475	055-276-9273	70	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：30 16：30～19：00
クローバー保育園	竜王新町2117-3	055-276-9680	80	標準	7：00～18：00	18：00～19：00
				短	8：30～16：30	7：00～ 8：30 16：30～19：00
吉沢立正保育園	吉沢705	055-277-3194	20	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
				短	8：00～16：00	7：30～ 8：00 16：00～19：00
松島さくら保育園	中下条1839-1	055-244-8160	168	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
				短	8：30～16：30	17：00～19：00
げんきっこ双葉保育園	龍地3015-1	0551-45-6172	50	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：30 16：30～19：00
甲斐ひよこ保育園	篠原1265	055-288-1220	100	標準	7：30～18：30	18：30～19：00
				短	8：30～16：30	7：30～ 8：30 16：30～19：00

幼稚園 （私立）	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
竜王幼稚園	富竹新田2055	055-276-6400	15	1号	9：00～14：00 (8:30～登園可)	15：00～18：00
双葉甲府幼稚園	龍地3188	0551-28-7060	60	1号	8：30～14：30	14：30～17：30
富士幼稚園	島上条2228	055-277-5515	45	1号	8：00～14：00	15：00～18：00

小規模保育施設 (私立)	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
げんきっこ保育園	龍地3015-1	0551-45-6172	18	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
ひよこ保育園	篠原871-2	055-268-3716	19	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
しまの保育園	島上条315	055-268-2190	19	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
ふじざくら保育園	玉川164-1	055-269-7010	19	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
Child Room あん	大下条752-1	055-277-9357	9	短	8:30～16:30	※

※ 長保育を希望する場合は個別に相談

認定こども園 (私立)	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
かおり幼稚園	篠原1087	055-276-2500	240	標準	8:00～19:00	7:30～ 8:00
				短	8:00～16:00	7:30～ 8:00 16:00～19:00
				1号	10:00～14:30	7:30～ 8:00 16:00～19:00
あおばこども園	篠原88-3	055-276-8077	160	標準	8:00～19:00	7:30～ 8:00
				短	8:00～16:00	7:30～ 8:00 16:00～19:00
				1号	10:00～14:30	7:30～ 8:00 16:00～19:00
竜王あら川こども園	西八幡1473-1	055-276-1900	135	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
				1号	10:00～15:00	7:30～10:00 15:00～19:00
あおぞら保育園	大下条753-1	055-277-9357	75	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
				1号	9:00～16:00	7:30～ 8:30 16:30～19:00
光学園	下今井2374-1	0551-28-1566	125	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:00～16:00	7:30～ 8:00 16:00～19:00
				1号	9:00～15:00	7:30～ 8:30 15:00～19:00
登美保育園	大垓2676	0551-28-5420	105	標準	7:30～18:30	18:30～19:00
				短	8:30～16:30	7:30～ 8:30 16:30～19:00
				1号	9:00～15:30	7:30～ 8:30 15:30～19:00

土曜日の保育時間、延長保育時間は平日と異なる場合があります。
施設の詳細は本市ウェブサイトをご覧ください。直接お問い合わせください。



甲斐市内保育所等位置図

